

県南広域振興局長告示第130号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、猿ヶ石北部土地改良区（花巻市）の定款の変更を認可した。

令和2年10月16日

県南広域振興局長 佐々木 隆